

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 4 年度 第 1 回 滋賀県精密・電気機械器具製造業専門部会
「議事要旨」

開催日時	令和 4 年 9 月 27 日 (月) 9 時 27 分 ~ 11 時 43 分
開催場所	滋賀労働局 6 階会議室
出席状況	公益代表委員 (定数 3 人) 石井利江子 木下康代 宗野隆俊 労働者代表委員 (定数 3 人) 大江彰宏 豊田孝次 平塚雄二 使用者代表委員 (定数 3 人) 小西哲也 田中秀康 西田保夫 事務局 4 人 矢野労働基準部長、松島賃金室長、 神崎室長補佐、高津衛生専門官
主要議題	滋賀県精密・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事要旨	<p>・ 労使各側委員の主張概要</p> <p>労側委員の主張</p> <p>精密・電気機械器具製造業は、with コロナ、after コロナを支える在宅、テレワークなどの ICT・医療機器・異常気象を乗り切るための空調機器など「新しい生活様式」を支える産業であり、まさに基幹産業である。特定最低賃金は、セーフティネットである地域別最低賃金と異なり、当該産業の基幹的労働者に適用される最低賃金であることから、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠である。電気産業は、滋賀県内における主要産業であり、雇用者数・生産額・出荷額等において、滋賀県経済において重要な役割を担っている。</p> <p>使用者側は、最低賃金の引上げに「企業の支払能力」という言葉をよく使用されているが、パートナーシップ構築宣言を行っている企業との取引については、「材料費・光熱費用・為替の価格変動及び最低賃金の引上げを反映した適切な労務費、適切な配送費用」等の全てを反映した取引価格を形成し、「最低賃金の引上げと企業の支払能力とは一線を画すもの」と考えている。</p> <p>特定最低賃金は、当該産業の基幹労働者の入口賃金であることから、電気産業の持続的な発展に向けた人材確保及び「電機産業で働くこと」の安心感醸成の観点からもふさわしい賃金水準の確保が重要である。</p> <p>最低賃金近傍で働く労働者は、中小零細企業に多く、非正規労働者の生活確保のためにも「労働協約ケースで申出を行っている」精密・電気機械器具製造業の最低賃金を引き上げるべき</p>

である。

以上により、「申出書」における最低賃金に関する労働協約の締結を行った9労組の平均協定時間額との差を解消する金額を提示した。

その後の協議において、連合(滋賀)のリビングウェイジ(2021)との差を解消する金額を提示した。

使側委員の主張

新型コロナウイルス感染症、原油・材料費の高騰、円安等の影響について、大手企業は円安による為替益が売上げ増になっているが、中小零細企業は為替益は見込めず逆に海外からの原料調達に材料費高騰の影響を受け経営に打撃を与えている。今年度の地域別最低賃金の31円UPの目安は「根拠が乏しい」ことから、現在でも納得しているものではない。「31円UP」をベースとして話し合うつもりはない。

特定(産業別)最賃の上げは、民事的な効力があり、「企業の業績に関係なく賃上げをしなければならない」ため、特に中小零細企業には、大きな負担となる。

6月速報の鉱工業指数や有効求人倍率の推移、景況感からみて、前年(2021年)以前と比較した場合、いずれの数値も戻りつつあるものの、コロナ禍前(令和元年度以前)には戻り切れていない。

また、精密・電気機械器具製造業最低賃金については、滋賀県の特定(産業別)最低賃金4業種別に生産指数を比較したところ、令和4年度第1四半期では4業種中最下位であり、その中でも中小零細企業の回復ペースは遅い、更に「精密・電気」を分類別で見ると、好調な分野(民生用)と戻り切れていない分野(電子部品)といった景況感に差がある。

以上から、「賃金改定状況調査第4表」Bランクの賃金上昇率を基に算出した金額を提示した。

・ 労使の意見の隔たりが埋まらず、この日の審議は終了した。

次回：令和4年10月3日(月) 13:30～